

## アクションカード（災害医療本部・災害医療地方本部）の利用について

### 1. はじめに

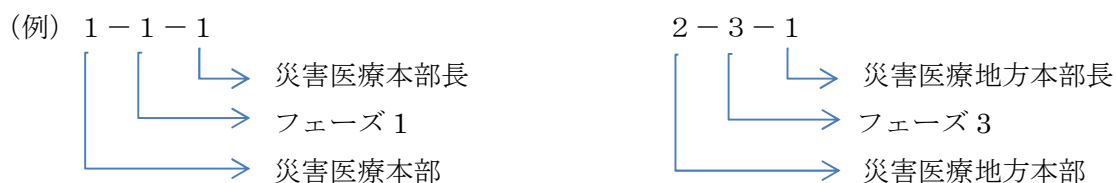
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード 9.0 という巨大地震で、その強い揺れと巨大津波によって甚大な被害が発生しました。

滋賀県内でも、巨大地震がいつ発生してもおかしくない状況です。県民の生命や生活を守るために必要な医療救護等活動については、「滋賀県大規模災害時における医療救護活動指針」を平成26年10月に作成しました。

また、アクションカードを組合せることによって、発災後に迅速かつ適切な医療救護活動が実施できることを基本として、災害医療本部アクションカードおよび災害医療地方本部アクションカードを作成しました。

### 2. アクションカードの構成

アクションカードは、組織における災害のフェーズごとに誰が何をすべきかを体系づけた構成としています。



災害の規模や発生時の状況によって参集できる職員等は変わってきます。参集できた職員等で指揮命令系統の確立と役割分担を行い、迅速な医療救護活動を可能にしています。

時間経過に伴い必要な災害対応は変化します。その都度、組織体制を組み直し、医療救護活動を中心に関連する他の災害対策活動にも取り組みながら、現実にあった災害対応をしていきます。

また、アクションカードは使用する人ごとに色を分けていますので、誰が使用すべきアクションカードであるかがわかりやすくなっています。

体制・災害医療本部長・災害医療地方本部長：オレンジ

災害医療本部課長・災害医療地方副本部長：びわ

各担当者・各班：ピンク系

災害医療コーディネーター本部：黄色系

### 3. アクションカードの使用

災害は、夜間や休日に発生することがあります。発生の時間帯に応じたアクションカードを選ぶことで、状況に合ったシンプルな対応が可能となります。

①災害医療本部長・災害医療地方本部長となった職員は、必要なカードだけを使用し、

活動を指示していきます。

②指示を受けた職員は、カードに記載されている内容をよく読み、行動してください。

なお、アクションカードは、圏域ごとに連絡先が異なることから、医師会、警察、消防等の関係機関の連絡先は記載していないため、必要な連絡先、連絡方法等は、あらかじめ各所属で確認しておいてください。

③指示を受けた職員は、カードに記載された内容を実施したら実施済みのチェックをアクションカードの□に入れてください。すべての項目にチェックが入ったら、アクションカードを回収担当者に返却してください。

④災害医療本部長・災害医療地方本部長となった職員は、整理分析された情報を判断材料として、必要な対策を立案または決定してください。

⑤災害医療本部課長・災害医療地方副本部長となった職員は、災害医療本部長・災害医療地方本部長となった職員の立案または決定に基づき、その実施を指示してください。

⑥災害医療コーディネーターの登庁場所は、災害医療コーディネーターが属する医療圏にある災害医療本部・災害医療地方本部を原則とします。

また、フェーズ2までは災害拠点病院に属する災害医療コーディネーターの医師・看護師・調整員でチームを組み、概ね2交代制で対応します。

フェーズ3以降の災害医療本部は、県医師会・県看護協会・県薬剤師会所属の災害医療コーディネーターを中心とし、災害医療地方本部は、地域医師会所属の災害医療コーディネーターを中心として、概ね3交代制で対応します。

なお、圏域ごとの災害医療コーディネーターの委嘱状況や被災の状況により登庁できる災害医療コーディネーターは変わってくることから、状況に応じ災害医療本部・災害医療地方本部間で調整するものとします。

#### 4. 平時における体制整備

アクションカードは、災害発生後に取りべき行動を記載したものであり、平時における体制については、「滋賀県広域災害時における医療救護活動指針」第10章に基づき構築しておいてください。

#### 5. 地域災害時医療救護活動マニュアル等

災害医療地方本部においては、各圏域における関係機関の連絡先や手順の詳細について、各地域災害時医療救護活動マニュアル等に定めておいてください。

#### 6. その他

今回作成したアクションカード（災害医療本部・災害医療地方本部）は、フェーズ3の災害医療コーディネーターの組織体制が明示されていないなど、まだ不十分な部分がありますが、今後、訓練等で検証し、適宜見直していくこととします。